

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部改正  
について

このことについて、教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則を一部改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成27年3月24日提出

教育長 野村道朗

説 明

この案を提出するのは、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成25年文部科学省令第22号）等に伴い、関係規定の所要の改正を行う必要があるからである。

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則  
の一部を改正する規則の概要

## 1 改正の概要・理由

「認定こども園法等関係整備法」の施行に伴い、次の教員免許状に係わる省令が改正されたことにより、本県規則の関係部分の整理を行う。

「認定こども園法等関係整備法」

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）

- ・ 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令  
（25 年文部科学省令第 22 号。平成 25 年 8 月 8 日施行）
- ・ 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令  
（26 年文部科学省令第 28 号。平成 27 年 4 月 1 日施行）
- ・ 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正  
（26 年文部科学省令第 28 号。平成 27 年 4 月 1 日施行）
- ・ 免許状更新講習規則の一部を改正する省令  
（26 年文部科学省令第 29 号。平成 27 年 4 月 1 日施行）

## 2 改正の内容

(1) 「認定こども園法等関係整備法」の施行に伴い

免許状更新講習を受講できる教育の職

更新講習修了確認を受けなければならない教育の職

免許状更新講習を受ける必要がない者等

に、幼保連携型認定こども園に係わる職員等を追加する。

(2) 幼稚園免許状を取得する際の申請様式の証明者に保育所等の設置者を追加する。

## 3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日（一部公布の日）

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月 日

愛知県教育委員会委員長 岩 月 慎 自

愛知県教育委員会規則第十号

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則（昭和三十年愛知県教育委員会規則

第一号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第五条第一項中「、その」を「その」に改め、「理事長」の下に「、免許法施行規則附則第八項第二号に掲げる者にあつてはその者が勤務した施設の設置者」を加える。

第十三条の九第一号口中「二」を「ホ」に改め、同号に次のように加える。

二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）を設置するものに限る。第三号において同じ。）の職員

第十三条の九に次の一号を加える。

三 社会福祉法人の理事

第十三条の十一第一号口及び八中「又は特別支援学校」を「、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園」に改め、同号に次のように加える。

二 社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。第三号において同じ。）の職員

第十三条の十一に次の一号を加える。

三 社会福祉法人の理事

第十三条の十二第二項第一号口中「二」を「ホ」に改め、同号に次のように加える。

二 社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。第三号において同じ。）の職員

第十三条の十二第二項に次の一号を加える。

三 社会福祉法人の理事

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第三条及び第五条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部改正新旧対照表

新

旧

(人物の検定)

第三条 免許法第六条第一項に規定する受検者の人物の検定については、所轄庁(私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。)(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置するものに限る。)(の理事長、免許法施行規則第八項第一号に掲げる者にあつてはその者が勤務した施設の設置者)又は出身学校の長等の証明書によるほか、必要に応じて面接を行うことがある。

(実務の検定)

第五条 免許法第六条第一項に規定する受検者の実務の検定については、所轄庁(私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置するものに限る。)(の理事長、免許法施行規則第八項第二号に掲げる者にあつてはその者が勤務した施設の設置者)の証明書によつて行う。

2 略

(免許状更新講習を受講できる教育の職)

第十三条の九 免許状更新講習規則第九条第一項第三号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者(教育職員である者を除く。)であつて、免許状更新講習を受けることが適当であるものとして~~県教育長が別に定めるものとする。~~

(人物の検定)

第三条 免許法第六条第一項に規定する受検者の人物の検定については、所轄庁(私立学校の教員にあつては、その私立学校を設置する学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。)(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置するものに限る。)(の理事長)又は出身学校の長等によるほか、必要に応じて面接を行うことがある。

(実務の検定)

第五条 免許法第六条第一項に規定する受検者の実務の検定については、所轄庁(私立学校の教員にあつては、その私立学校を設置する学校法人(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置するものに限る。)(の理事長))の証明書によつて行う。

2 略

(免許状更新講習を受講できる教育の職)

第十三条の九 同上

一 教育職員として任命され、又は雇用された者であつて、任命権者又は雇  
用者の要請に応じ、引き続き次に掲げる者となつてゐるもの

イ 国又は地方公共団体の職員

ロ 免許状更新講習規則第九条第一項第三号イ、ロ又はホに掲げる法人の  
役員又は職員

ハ 略

ニ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二條に規定する社  
会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）（就学前の子どもに関す  
る教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第  
七十七号）第二條第七項に規定する幼保連携型認定こども園）以下「幼  
保連携型認定こども園」という。）を設置するものに限る。第三号にお  
いて同じ。）の職員

二 略

三 社会福祉法人の理事

（更新講習修了確認を受けなければならない教育の職）

第十三条の十一 平成二十年改正省令附則第三条第三号に規定する免許管理者  
が定める者は、次に掲げる者（教育職員である者を除く。）であつて、免許  
状更新講習を受けることが必要なものとして県教育長が別に定めるものとす  
る。

一 教育職員として任命され、又は雇用された者であつて、任命権者又は雇  
用者の要請に応じ、引き続き次に掲げる者となつてゐるもの

イ 略

一 同上

イ 略

ロ 免許状更新講習規則第九条第一項第三号イ、ロ又はニに掲げる法人の  
役員又は職員

ハ 略

二 略

（更新講習修了確認を受けなければならない教育の職）

第十三条の十一 同上

一 同上

イ 略

□ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）の役員又は職員

八 学校法人（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。次号において同じ。）の職員

二 社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。第三号において同じ。）の職員

二 略

三 社会福祉法人の理事

（免許状更新講習を受ける必要がない者等）

第十三条の十二 免許法施行規則第六十一条の四第二号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

2 免許法施行規則第六十一条の四第四号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者（教育職員である者を除く。）であつて、免許状更新講習を受ける必要がないものとして県教育長が別に定めるものとする。

一 教育職員として任命され、又は雇用された者であつて、任命権者又は雇

用者の要請に応じ、引き続き次に掲げる者となつてゐるもの

イ 略

□ 免許法施行規則第六十一条の四第四号イ、ロ又はホに掲げる法人の役員又は職員

□ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置するものに限る。）の役員又は職員

八 学校法人（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置するものに限る。次号において同じ。）の職員

二 略

（免許状更新講習を受ける必要がない者等）

第十三条の十二 同上

2 同上

一 同上

イ 略

□ 免許法施行規則第六十一条の四第四号イ、ロ又はニに掲げる法人の役員又は職員

員又は職員

八略

二 社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。第三号において同じ。）の職員

二略

三 社会福祉法人の理事

八略

二略